

高松市総合評価落札方式実施要領の細則

改正 平成 25 年 10 月 28 日

改正 平成 26 年 6 月 30 日

改正 平成 26 年 10 月 27 日

改正 平成 28 年 6 月 3 日

改正 平成 29 年 2 月 3 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和元年 10 月 1 日

改正 令和 2 年 10 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 5 月 30 日

1 この細則等について

- (1) 高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の請負契約における総合評価落札方式に係る算定基準及び必要な提出書類については、高松市総合評価落札方式実施要領（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「実施要領」といいます。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによります。
- (2) 評価は、実施要領及びこの細則のほか、様式 2－1 号から様式 2－9 号までの記載事項及び契約監理課ホームページ掲載の最新の「総合評価落札方式についての質問及び回答」の内容（(3)において「様式事項等」といいます。）に基づき行います。
- (3) この細則及び様式事項等において添付を要するとされた事項及び評価に当たつの要件とされた事項については、これらを満たさない場合は、評価されません。
- (4) 各評価項目における「同業種工事」の業種について「建設業法の 29 業種区分」としているものについては、評価を行う上で特に必要と認められるときは、この区分によらない場合があります。

2 加算点の計算

加算点は、施工計画や過去の工事成績等の結果により得られた得点から、換算して算出します。各方式の加算点は、次のとおりです（※(1)については、評価項目（細目）の一部を採用しないこととした場合はその配点分減じます。）。

(1) I 型（技術評価型）

ア 施工計画について評価する場合 10 点（配点合計：140 点（市内企業のみが入札参加資格を有する案件以外は、185 点）※）

イ 施工計画について評価しない場合 10 点（配点合計：75 点（市内企業のみが入

札参加資格を有する案件以外は、105点)※)

(2) II型(地域維持型):5点(配点合計:60点)

【計算例】 I型(技術評価型)(施工計画について評価する場合で、準市内企業も入札参加資格を有するとき)で、得られた得点が145点の場合の加算点は

$(145 \div 185) \times 10 = 7.84$ (小数点以下第3位四捨五入)

3 評価(一般の評価項目)

(1) 「5 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績」

- ・ 「技術提案書提出期限の日の5年前の日の属する年度の4月1日」とは、例えば、技術提案書提出期限の日が平成28年9月10日であれば、平成23年4月1日です。
- ・ 同業種工事の工種は、建設業法の29業種区分とします。
- ・ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体の代表者、又は、出資比率が20%以上の経常建設工事共同企業体の構成員に限り実績として認めます。共同企業体としての施工実績は出資比率に応じた金額にて評価します。
- ・ 建設業許可番号、コリンズ登録番号等は正確に記載してください。確認できない場合は評価されません。

- ・ コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年9月30日以前の場合

当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出がない場合は、コリンズ登録された契約金額に108分の100を乗じて得た額(1円未満の端数金額は四捨五入)を最終契約金額として評価するので、この率以外が適用されたときは、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類を提出してください。

- ・ コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年10月1日以後の場合

当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出がない場合は、コリンズ登録された契約金額に110分の100を乗じて得た額(1円未満の端数金額は四捨五入)を最終契約金額として評価するので、この率以外が適用されたときは、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類を提出してください。

(2) 「6 過去8年間における高松市発注同業種工事の工事成績平均評定点」

- ・ 「過去8年間における高松市発注同業種工事」とは、公表日が属する年の初日前8年における1件の契約金額が130万円を超える高松市発注工事(業種が同じもので、かつ、しゅん工検査に合格した日が公表日が属する年の初日前8年間内のものとし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第5号の規定を適用し随意契約により施行した緊急工事その他工事成績の評定を行わないこととしている工事及び施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事を除

く。)をいいます。

- ・ 同業種工事の工種は、建設業法の２９業種区分とします。ただし、解体工事にあつては、公告その他の契約の申込みの誘引を平成３１年３月３１日以前に行ったとび・土工・コンクリート工事を含みます。

(２)の２ 「６－２ 登録基幹技能者の活用」

- ・ 「登録基幹技能者の活用」についての履行確認は、次の３者が提出書類及び実地により行います。

(１) 専任監督員及び総括又は主任監督員

ア 施工計画書、施工体制台帳等に併せて提出された登録基幹技能者配置申出書で確認

イ 立会等の監督業務においてアの申出書（変更に係る登録基幹技能者変更申出書を含む。（２）アにおいて同じ。）に記載された登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していることを確認

(２) 検査員

ア 工事監察等において登録基幹技能者配置申出書に記載された登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していることを確認

イ しゅん工図書で確認

(３) 「７ 直近の高松市発注工事の工事成績評定点」

- ・ 高松市発注工事の工事成績評定点がない場合は「６５点未満なし」とします。
- ・ 施工中に香川県広域水道企業団に移管された工事は対象から除きます。

(４) 「９ 配置予定技術者の資格」

- ・ 「指定資格」とは、別表（対象資格表）のうち、発注者の示した建設工事の種類に対応する資格とします。
- ・ 当該資格の合格証明書又は登録証の写しの添付が必要です。（監理技術者資格証の写しは評価されません。）

(５) 「１０ 過去５年度間及び今年度完成の同業種工事の主任技術者、監理技術者（監理技術者補佐）又は現場代理人としての施工実績」

- ・ 「技術提案書提出期限の日の５年前の日の属する年度の４月１日」とは、例えば、技術提案書提出期限の日が平成２８年９月１０日であれば、平成２３年４月１日です。
- ・ 同業種工事の工種は、建設業法の２９業種区分とします。
- ・ 共同企業体としての施工経験は出資比率に応じた金額にて評価します。（「特定建設工事共同企業体の代表者でない場合」、「出資比率が２０％未満の経常建設工事共同企業体の構成員の場合」、いずれも評価の対象とします。）
- ・ 技術者個人の施工実績の評価のため、現在の会社以外での施工実績も対象とします。
- ・ 建設業許可番号、コリンズ登録番号等は正確に記載してください。確認できない場合は評価されません。

- ・ コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年9月30日以前の場合

当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出がない場合は、コリンズ登録された契約金額に108分の100を乗じて得た額（1円未満の端数金額は四捨五入）を最終契約金額として評価するので、この率以外が適用されたときは、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類を提出してください。

- ・ コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年10月1日以後の場合

当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類の提出がない場合は、コリンズ登録された契約金額に110分の100を乗じて得た額（1円未満の端数金額は四捨五入）を最終契約金額として評価するので、この率以外が適用されたときは、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類を提出してください。

（6） 「11 過去5年間における継続教育（CPD）の取組状況」

- ・ この評価項目に係る実施要領別表に掲げる団体の証明書の写しの添付が必要です。
この場合、土木一式工事及び水道施設工事にあっては（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会又は（公社）土木学会の、建築一式工事にあっては（公社）日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体CPD協議会の、設備工事（電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事、消防施設工事、清掃施設工事）にあっては（公社）日本建築士会連合会、（公社）日本技術士会又は建築設備士関係団体CPD協議会の証明書が必要です。
- ・ 建築設備士関係団体CPD協議会の認定について同協議会による証明が得られない場合、当分の間、同協議会がその構成員である建築CPD情報提供制度により認定された単位数の証明で代えることができます。この情報提供制度による証明の場合は、（公社）日本建築士会連合会による認定と重複して算定しません。
- ・ 「過去5年間」とは、証明書に記載された5年間の証明期間の最終日が、技術提案書提出期限の日前1年以内のものを対象とします。

（7） 「13 災害時の活動体制」

- ・ 実施要領別表にあるこの評価項目の（A）、（C）の要件については、次の区分により証明書の写しを添付してください（自社が災害協定の直接の締結者である場合は、添付は不要です。）。
 - （1）（A）の要件 加入等証明書（締結団体等用）（様式2－5号）
 - （2）（C）の要件 加入等証明書（連携団体等用）（様式2－6号）
- ・ この評価項目の実施要領別表の（D）の要件については、災害時に応急活動ができる体制として、緊急時の社内の連絡体制表及び自社で保有している資機材の一覧表の添付がある場合を評価の対象とします。

- ・ 「災害時に応急活動できる体制」とは、高松市内で発生した災害に対応して、その企業が行うこととしている応急活動（自社の建物、工事現場等の保全を除く。）のための体制です。したがって、「緊急時の社内の連絡体制表」及び「自社で保有している資機材の一覧表」の要件は、それぞれ次のとおりです。なお、提出された書類は、加算点算出のために使用し、他の目的に使用することはありません。

(1) 緊急時の社内の連絡体制表 次の事項の記載が必要です。

ア 応急活動に従事する従業員に緊急連絡するための情報が記載されていること。

イ アの各従業員の役割が明確になっていること。

(2) 自社で保有している資機材の一覧表 次の事項の記載が必要です。

ア 資機材は、建設工事関係企業ならではの資機材（重機、土のう、杭、シート、水中ポンプ、発電機等が想定されます。）であること。

イ 保管場所が記載されており、その場所は高松市内又は高松市隣接市町（県内）の区域（島しょを除く。）内であること。

※(1)・(2)の様式は任意ですが、別添に記載例を示しますので、参考にしてください。

- ・ 単独の会社による災害協定の締結実績及び消防団協力事業所表示証の交付実績については、市が既に持っているデータをもとに評価します。

4 評価（追加の評価項目）

(1) 「1(2)ア 常時雇用職員数」

- ・ 市が既に持っているデータをもとに評価します。
- ・ 市・県民税特別徴収対象職員照会同意書（様式2-7号）の添付が必要です。同意者は、当該特別徴収に係る特別徴収義務者としてください。なお、合併、分割等により、特別徴収義務者1者による同意では、対象年度及びその前年度を通じての同意として成立しない場合は、当該同意に係る他の特別徴収義務者の同意書も併せて添付してください。

(2) 「1(2)イ 自社ビル等保有状況」

- ・ 所有建物に係る照会同意書（様式2-8号）又は登記事項証明書の添付が必要です。

(3) 「2 市内企業の活用」

- ・ 「市内企業への予定一次下請負等比率」とは、元請負人の予定契約金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をいう。以下同じ。）に占める市内企業への予定一次下請負等金額の比率（次の算式で算出される「y」とします。）をいいます。

$$y = \frac{\text{市内企業への予定一次下請負等金額}}{\text{元請負人の予定契約金額}} \times 100$$

予定契約金額

$$y = \frac{\text{元請負人が市内企業の場合は、市内企業への予定一次下請負等金額} + \text{元請自社施工金額}}{\text{予定契約金額}} \times 100$$

「元請自社施工金額」：予定契約金額から予定一次下請等金額を減じた額

- ・ 「市内企業」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者にあつては同項に規定する営業所としての本店又は本社を市内に有する者をいい、その他の者にあつては本社等主たる事務所を市内に有する者をいいます。
- ・ 「予定一次下請負等金額」とは、当該入札に係る工事を施工するに当たり元請負人が締結を予定する、工事に係る請負契約、調査業務、警備業務、運搬業務等に係る委託契約、資材調達に係る売買契約等（以下「一次下請負契約等」といいます。）により、それぞれの一次下請負契約等の相手方（以下「一次下請負人等」という。）に支払うべき契約予定金額の総額をいいます。〔いわゆる二次下請負は適用外です。〕
- ・ 「市内企業への予定一次下請負等比率」の履行確認は、次に掲げる区分による書類により行います。

(1) 工事に係る請負契約

施工計画書、下請通知書、施工体制台帳及び一次下請負人等との契約書、注文書又は請書

(2) (1)に掲げる契約以外の一次下請負契約等

一次下請負人等との契約書、注文書又は請書（これらの書面によらない一次下請負契約等にあつては、納品書及び領収書とします。）その他の当該工事に係る一次下請負等金額を確認することができる書類

5 評価及び履行確認のために提出を求める書類等

- (1) 各評価項目について、評価を受けるために提出しなければならない書類をとりまとめた表です。技術提案書（様式1号）に加えて、様式欄に掲げる様式による書類及び指定する添付書類を提出する必要があります（施工計画不採用の案件については、様式1号は提出不要です。）。

評価の視点	評価項目	提出書類	
		様式	添付書類
施工計画 (土木・水道 施設)	1 施工上の課題への対応の的確性	施工計画書 様式2 － 1号	—
	2 本体構造物等の品質管理対策		
	3 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性		
	4 周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性		

施工計画 (建築)	1 施工上の課題への対応の的確性				
	2 構造物等の品質管理対策				
	3 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性				
	4 周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性				
施工計画 (設備)	1 施工上の課題への対応の的確性				
	2 機材(機器及び材料)の品質管理対策及び性能確認方法等				
	3 安全対策に関し配慮すべき事項への適切性				
	4 周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性				
企業の施工能力	5 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績			施工実績・技術者申告書 様式2-2号	—※
	6-2 登録基幹技能者の活用			「登録基幹技能者の活用」申告書 様式2-9号	—
配置予定技術者	9 配置予定技術者の資格			施工実績・技術者申告書 様式2-2号	◎
	10 過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任技術者、監理技術者(監理技術者補佐)又は現場代理人としての施工実績			施工実績・技術者申告書 様式2-2号	—※
	11 過去5年間における継続教育(CPD)の取組状況			施工実績・技術者申告書 様式2-2号	◎
その他	13 災害時の活動体制			「災害時の活動体制」申告書 様式2-3号	○
市内企業 案件以外に 係る追加の 評価項目	1 営業所の 拠点性	(1)	本社・本店・支店・営業所の有無	(添付書類のみを提出)	○
		(2)	ア常時雇用職員数	(添付書類のみを提出)	◎
			イ自社ビル等保有状況		
	2 市内企業の活用			「市内企業の活用」申告書 様式2-4号	—

凡例：◎＝その評価項目における評価を受けようとする場合は、添付書類が必要です。

○＝その評価項目において受けようとする評価内容によっては、添付書類不要の場合があります。

—＝添付書類は不要です。

備考 ※が付されている評価項目において、コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年9月30日以前の場合で、改定前の消費税及び地方消費税適用のときは、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類を添付してください（提出のないときは、コリンズ登録された契約金額に108分の100を乗じて得た額（1円未満の端数金額は四捨五入）を最終契約金額として評価します。）。

※が付されている評価項目において、コリンズ登録されたしゅん工登録日が令和元年10月1日以後の場合で、改定前の消費税及び地方消費税適用のときは、当該契約における消費税及び地方消費税額を明らかにすることができる書類を添付してください（提出のないときは、コリンズ登録された契約金額に110分の100を乗じて得た額（1円未満の端数金額は四捨五入）を最終契約金額として評価します。）。

(注) 1 「13 災害時の活動体制」に係る添付書類のうち、次の(1)及び(2)に掲げる書類の様式は、それぞれ(1)及び(2)に掲げる様式です。

(1) 加入等証明書（締結団体用） 様式2－5号

(2) 加入等証明書（連携団体用） 様式2－6号

(注) 2 市内企業案件以外に係る追加の評価項目「1 営業所の拠点性 (1) 本社・本店・支店・営業所の有無」に係る評価について、建設工事入札参加資格者名簿に契約先として記載された本社・本店・支店・営業所以外での評価を受けようとする場合は、地方税法の規定に基づく、当該本社・本店・支店・営業所に係る営業証明書を提出してください。

(注) 3 市内企業案件以外に係る追加の評価項目「1 営業所の拠点性 (2) ア常時雇用職員数」に係る添付書類の様式は、市・県民税特別徴収対象職員数照会同意書（様式2－7号）です。

(注) 4 市内企業案件以外に係る追加の評価項目「1 営業所の拠点性 (2) イ自社ビル等保有状況」に係る添付書類の様式は、所有建物に係る照会同意書（様式2－8号）です（登記事項証明書により評価を受けようとする場合は、登記事項証明書の写しを提出してください。）。

(2) 履行確認のために提出を求める書類等

ア 発注者は、当該工事の契約締結時に、その履行がなされなかった場合に工事成績の減点又は違約金の徴収の対象となる評価項目における評価結果を受注者に通知するものとします。

イ 受注者は、当該工事の契約締結後速やかに、入札時に提出した技術提案等に基づき、次に掲げる事項について、総合評価技術提案（施行計画）実施計画・報告書（様式3－1号）を作成し、監督員の承諾を得ること。

(ア) 自主点検の方法及び頻度

(イ) 自主点検の実施者及び履行確認者

(ウ) 履行報告資料

ウ イの承諾を受けた報告書は、施工計画書に差し込み、施工計画書の一部とすること。

エ しゅん工時に提出する写真には、通常のしゅん工写真とは別に総合評価項目番号（例：施工計画項目 1）、点検日付、履行確認者氏名、を記載した小黒板を配置し、これに写し込むこと。また、その提出に当たっては、様式 3－2 号を使用すること。

6 実施要領第 6 条の規定による工事成績評定の減点又は違約金の徴収に係る書面の様式は、次のとおりです。

- (1) 工事成績の減点値及び違約金通知書（様式 4 号）
- (2) 相殺通知書（様式 5 号）
- (3) 工事成績の減点値及び違約金通知書（様式 6 号）

別表

対 象 資 格 表

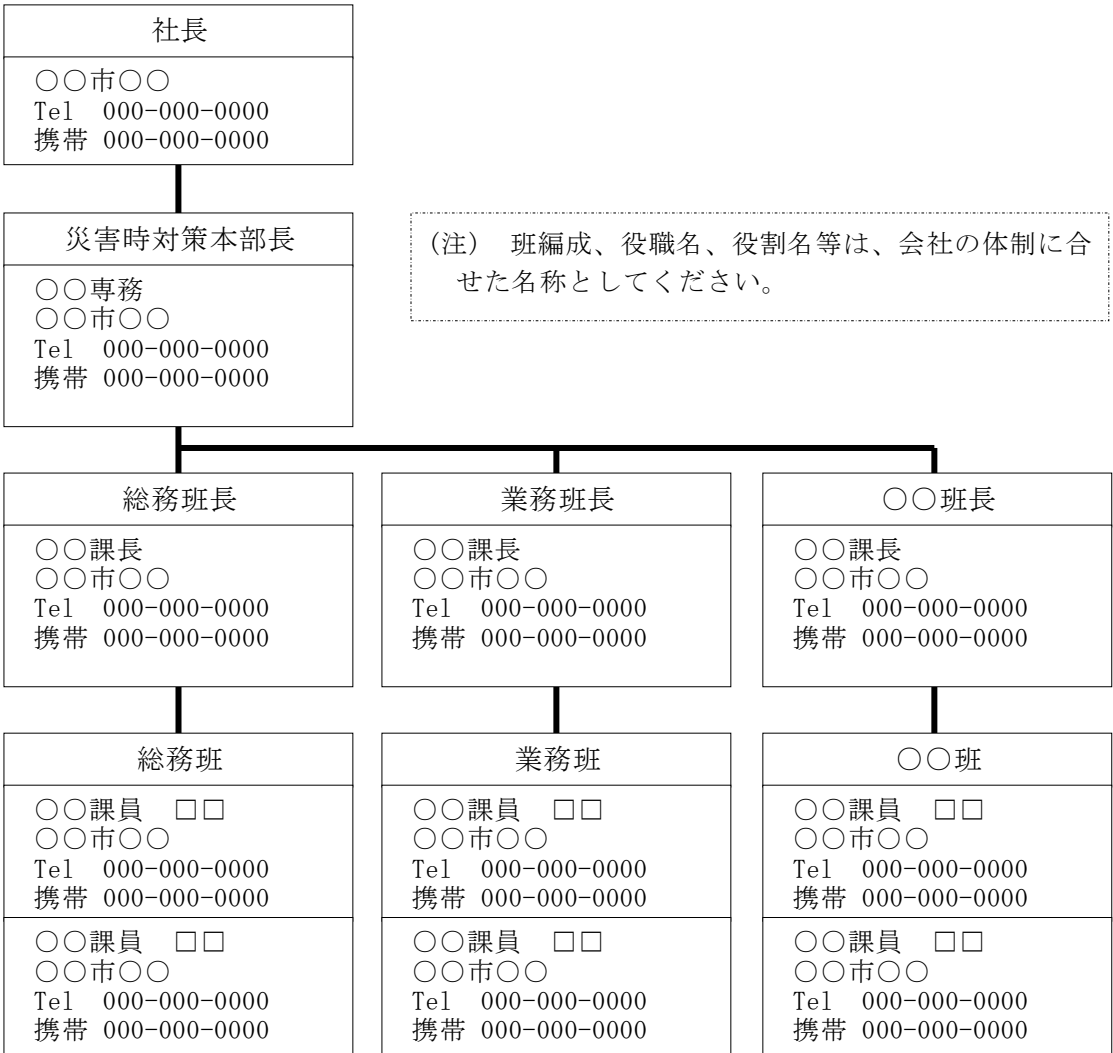
建設工事の 種 類	建設業の許可 業種	対 象 資 格	備 考
土木一式工事	土木工事業	・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設） 〃 農業「農業土木」、総合技術監理（農業「農業土木」） 〃 水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」） 〃 森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）	合格証明書 合格証明書 登録証 登録証 登録証 登録証
建築一式工事 大工工事 屋根工事 タイル・れんが・ブロック工事 内装仕上工事	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士	合格証明書 免許証
左官工事 鉄筋工事 板金工事 ガラス工事 防水工事 熱絶縁工事 建具工事	左官工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	・ 1 級建築施工管理技士	合格証明書
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設） 〃 農業「農業土木」、総合技術監理（農業「農業土木」） 〃 水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」） 〃 森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）	合格証明書 合格証明書 合格証明書 登録証 登録証 登録証 登録証
石工事 塗装工事	石工事業 塗装工事業	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士	合格証明書 合格証明書
電気工事	電気工事業	・ 1 級電気工事施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設） 〃 電気電子、総合技術監理部門（電気電子）	合格証明書 登録証 登録証
管工事	管工事業	・ 1 級管工事施工管理技士 ・ 技術士 機械「流体工学」又は「熱工学」、総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」） 〃 上下水道、総合技術監理（上下水道） 〃 衛生工学、総合技術監理（衛生工学）	合格証明書 登録証 登録証 登録証

鋼構造物工事	鋼構造物工事業	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士 建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	合格証明書 合格証明書 免許証 登録証
舗装工事	舗装工事業	・ 1 級建設機械施工技士 ・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設）	合格証明書 合格証明書 登録証
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設） ・ " 水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）	合格証明書 登録証 登録証
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	・ 技術士 機械、総合技術監理（機械）	登録証
電気通信工事	電気通信工事業	・ 1 級電気通信工事施工管理技士 ・ 技術士 電気電子、総合技術監理（電気電子）	合格証明書 登録証
造園工事	造園工事業	・ 1 級造園施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設） ・ " 森林「林業」又は「森林土木」、総合技術監理（森林「林業」又は「森林土木」）	合格証明書 登録証 登録証
さく井工事	さく井工事業	・ 技術士 上下水道「上下水道及び工業用水道」、総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）	登録証
水道施設工事	水道施設工事業	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 技術士 上下水道、総合技術監理（上下水道） ・ " 衛生工学「水質管理」又は「廃棄物管理」、総合技術監理（衛生工学「水質管理」又は「廃棄物管理」）	合格証明書 登録証 登録証
清掃施設工事	清掃施設工事業	・ 技術士 衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	登録証
解体工事	解体工事業	・ 1 級土木施工管理技士 ・ 1 級建築施工管理技士 ・ 技術士 建設、総合技術監理（建設）	合格証明書 合格証明書 登録証

別添

「13 災害時の活動体制」における「緊急時の社内の連絡体制表」及び「自社で保有している資機材の一覧表」の記載例

1 緊急時の社内の連絡体制表



2 自社で保有している資機材の一覧表

区分	種類	数量	保有場所
機材	〇〇m ³ 級バックホウ 〇〇tダンプトラック	〇〇台 〇〇台	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇】
資材	土のう袋 ブルーシート	〇〇袋 〇〇枚	【記載例：〇〇市〇〇町〇〇】